

報告第1号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成23年1月31日提出

新居浜市長 佐々木 龍

平成22年度新居浜市一般会計補正予算（第5号）

写

専決第1号

処 分 書

平成22年度 新居浜市一般会計補正予算(第5号)について

平成22年度新居浜市一般会計補正予算(第5号)を次のとおり定める。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分する。

平成23年1月13日

新居浜市長 佐々木 龍

平成22年度 新居浜市一般会計補正予算 (第5号)

平成22年度新居浜市一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ47,237千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45,517,186千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

補正の区分	補正前	補正額	補正後
歳入	45,470,000千円	47,237千円	45,517,186千円
歳出	45,470,000千円	47,237千円	45,517,186千円
歳入歳出	45,470,000千円	47,237千円	45,517,186千円

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 地方交付税		5,743,442	25,743	5,769,185
	1. 地方交付税	5,743,442	25,743	5,769,185
15. 県支出金		3,825,573	21,494	3,847,067
	2. 県補助金	1,934,710	21,494	1,956,204
歳入合計		45,469,949	47,237	45,517,186

歳入歳出予算補正

(歳入)

歳 出

千 円

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4. 衛生費		4,641,884	47,237	4,689,121
	1. 保健衛生費	956,611	47,237	1,003,848
歳 出 合 計		45,469,949	47,237	45,517,186

歳 入 歳 出 予 算 補 正 (歳 出)